



とちぎの幼児教育

—とちぎの幼児の健やかな成長のために—



平成23年3月

栃木県総合教育センター

ごあいさつ

今日の社会の急激な変化を受けて、子どもの成長に様々な課題が指摘されています。しかし、子どもを取り巻く環境がいかに変化しようとも、子どもたちに自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる、生涯にわたって自ら学び、自ら考えるなどの「生きる力」をはぐくむことは、教育の最重要課題です。

とりわけ幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」に掲げた基本理念に基づき、「とちぎの子どもたちを自らの力で自分の未来を力強く切り拓いていける人間に育てる」ためには、幼児期における豊かな人間性の土台づくりが必要不可欠です。そのためには、家庭や地域、幼稚園・保育所等が連携し、互いに協力し合うことが大切です。

こうしたことから、栃木県教育委員会では、小学校低学年までを見据えた幼児教育行政の拠点施設である栃木県幼児教育センターを中心に、国、公、私立の枠を越え、幼児教育や幼稚園・保育所・小学校間の連携に関する研修、研究、情報提供等の事業を推進しているところです。

このたび、平成18年3月に策定しました「栃木県幼児教育振興プログラム（第2期）」が平成23年3月をもって終了することから、これまでの本県幼児教育行政の成果や課題を踏まえ、今後の本県幼児教育の充実のための基本的方向を明らかにした本冊子『とちぎの幼児教育』を作成しました。

今後、市町村教育委員会をはじめとする教育関係者はもとより、県民の方々の御理解と御協力をいただきながら、関係各課、各団体等と連携・協力し、幼児期にふさわしい教育の展開と充実に努めて参りたいと考えております。

結びに、この『とちぎの幼児教育』を作成するに当たり、貴重な御意見をお寄せくださいました本県幼児教育関係の方々に厚く御礼申し上げます。

平成23年3月

栃木県総合教育センター所長 瓦井 千尋

目 次

ごあいさつ

はじめに	-----	1
1 「とちぎの幼児教育」作成の趣旨	-----	1
2 本書の性格	-----	2
3 本書の活用	-----	2
第1 基本方針	-----	3
第2 事業推進の方針	-----	5
1 幼児期の教育の充実	-----	5
(1) 教職員の資質・能力及び専門性の向上		
(2) 保育・教育環境の充実		
2 幼・保・小連携の充実	-----	9
3 子育て支援の推進	-----	11
4 家庭や地域の教育力の向上	-----	13
第3 事業の推進に当たって	-----	16
1 県の役割	-----	16
(1) 幼児教育センターの機能の充実		
(2) 幼・保・小関係団体との連携		
(3) 市町村との連携		
2 市町村の役割	-----	17
(1) 計画的な幼児教育の振興		
(2) 幼・保・小連携のさらなる推進		
3 幼・保・小それぞれの役割	-----	19
(1) 幼稚園・保育所の役割		
(2) 小学校の役割		
4 幼・保・小関係団体の役割	-----	21

参考資料

○とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）（抜粋）	-----	22
○とちぎの子ども育成憲章		
○リーフレット		
○冊子		

とちぎの幼児教育



1 「とちぎの幼児教育」作成の趣旨

栃木県教育委員会では、これまで平成14年度に「幼児教育振興プログラム」、平成17年度に「幼児教育振興プログラム（第2期）」を策定し、積極的かつ計画的に幼児教育行政を推進してきました。

特に、本県幼児教育行政の中核的な施設である「栃木県幼児教育センター」（以下、「幼児教育センター」という。）を中心に、国、公、私立の枠を越え、幼児教育の研修、研究、相談、情報提供等の事業を展開し、関係機関と連携しながらその充実に努めてきました。それらの事業をとおし、幼稚園・保育所・小学校の連携（以下、「幼・保・小連携」という。）や幼児教育への理解が進み、幼・保・小連携の組織づくりや、合同の研修会の開催などが市町村単位で行われるようになりました。

この間、平成18年12月には、教育基本法が改正され、新たに「家庭教育」や「幼児期の教育」などについて規定されました。その中では、「父母その他の保護者は、子の教育の第一義的責任を有すること」「幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること」などが示されました。

本県教育委員会としては、このような幼児教育の重要性に鑑み、これまでの幼児教育行政の成果や課題を踏まえ、教育振興基本計画である「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」の視点「確かな学びをはぐくむ教育の推進」の中で重要な施策の一つとして「幼児教育の充実」を掲げています。（P.22~23「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）（抜粋）参照）

そこで、幼児教育センターは、教育振興ビジョンの施策である「幼児教育の充実」を推進する中核的役割を担うため、その基本的方向を明らかにし、本書を作成しました。

さらに、本県が平成22年2月に制定した「とちぎの子ども育成憲章」の趣旨を尊重しながら、関係各課と連携し、幼児教育の充実のための施策・事業を積極的に推進していきます。（P.24~25「とちぎの子ども育成憲章」参照）

2 本書の性格

本書は、「栃木県幼児教育振興プログラム（第2期）」の趣旨を生かしながら、「とちぎ子育て支援プラン」及び「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」、の施策を具現化する際の基本的な考え方や具体的な施策・事業をとりまとめたものです。

幼児教育の充実を推進するには、県の関係各課が連携・協力し、幼児教育に関連する施策・事業を展開していくことが重要です。したがって、幼児教育センターのみならず、関係各課の幼児教育に関する主な施策や事業も記載しています。

また、国においては、「幼児教育アクションプログラム」が平成23年3月をもって終了となりますが、「子ども・子育て新システム（仮称）」等の新たな動きもあることから、次期幼児教育振興計画について、現時点では作成の見通しが示されていません。したがって、本県における幼児教育振興のための計画については、今後、国の動向を見極めながら検討していきます。

3 本書の活用

ここでは、本県の幼児教育の充実のために、市町村や幼稚園・保育所・小学校がそれぞれに果たす役割を示しています。さらに、とちぎの幼児の健やかな成長を願う大人すべてが、共に手を携えその役割を發揮できるよう、様々な取組に対して参考となるものを具体的に明記しました。

よって、本書の活用を図るとともに、園、学校、地域の特色を十分に生かしながら、幼児教育の充実を推進していきたいと考えています。

なお、本書は、「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」の施策である「幼児教育の充実」を推進するための具体的な事業内容を示したものであり、毎年度必要に応じ適宜見直しを行い、実施していきます。



第1 基本方針

本県教育委員会では、平成23年3月、「とちぎの子どもたちを自らの力で自分の未来を力強く切り拓いていける人間に育てます」を基本理念に掲げた「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」を策定し、本県の教育目標を「とちぎの教育が目指す子ども像」として示しました。

とちぎの教育が目指す子ども像

- 心身ともに健康な子ども
- 主体的に考え表現できる子ども
- ねばり強く頑張る子ども
- 自他の存在を尊重し協同する子ども
- すすんで社会とかかわり行動する子ども

これらの子ども像に示した資質や能力は、一人一人の子どもの中に、総合的に育まれることが大切です。したがって、これらの子ども像の実現のためには、子どもの発達の段階に応じて課題を明確にするとともに、幼・小・中・高の発達の連続性を考慮しながら、知・徳・体のバランスを重視した教育を展開することが必要です。

「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」にあるように、幼児期においては、幼児期にふさわしい教育を展開し、将来の生き方の基盤となる基本的な生活習慣を身に付け、幼児の豊かな感性や他者を思いやる心など「優しさ」をはぐくむことが重要であると考えます。

以上のような現状と課題を受け、幼稚園、保育所、小学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、本県の教育目標の具現化を目指していくよう、幼児教育センターが中心となって推進する幼児教育の充実のための4つの基本方針を次のように定めました。

幼児教育の充実のための基本方針

1 幼児期の教育の充実

幼稚園・保育所等の教職員が、幼児教育に関する高い専門性はもとより、社会の変化等に伴う新たな課題に対応するための能力を身に付けられるよう、研修等の充実を図っていきます。

また、豊かな保育・教育環境の条件整備を促進していきます。

2 幼・保・小連携の充実

自発的な活動である遊びをとおして培った幼児期の学びが、円滑に小学校以降の学習に接続できるよう、幼・保・小連携を推進していきます。

3 子育て支援の推進

保護者が子育ての楽しさを味わえるように、幼稚園・保育所等が地域における幼児期の教育の中核的施設となり、「親と子の育ちの場」としての役割を發揮していく環境を整えます。

4 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育を一層支援するとともに地域で子どもをはぐくむ環境を整備し、地域の教育力の向上を図ります。



第2 事業推進の方針

1 幼児期の教育の充実

(1) 教職員の資質・能力及び専門性の向上

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、その教育を充実させるためには、研修や調査研究等の成果を活用するなどして、幼稚園・保育所等の幼児教育に携わる教職員の資質・能力及び専門性の向上を図っていくことが必要です。

さらに、変化の激しい社会にあっては、その変化に伴う幼児教育の今日的な課題に対応する能力が必要とされています。

また、幼児期から児童期にかけての教育を一貫性のあるものとするために、幼児期においては、幼児の自発的な活動である遊びを中心とした保育を充実させることにより、幼児の知的好奇心をはぐくみ、豊かな心情や、物事に自分から関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度などを培うことが重要です。

さらに、幼稚園・保育所・小学校においては、保育・教育の課題や特別な配慮を必要とする幼児の指導、園内研修の在り方、幼児をもつ保護者への子育て支援の在り方等に対して、経験豊富な専門家などによる支援も求められています。

【事業推進の方針】

- 「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」の趣旨や内容についての理解を深める研修をはじめ、教職員の職位に応じた研修や今日的な課題の研修等をとおして教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 関係機関及び各団体で行う研修を尊重しながら、効率的な研修の実施に努めます。
- 幼児教育の専門家等の派遣により保育に関する相談や援助を行います。
- 教職員同士の交流により、幼稚園と保育所における教育内容の整合性の確保及び質の向上に努めます。
- 教材ビデオや参考文献、研究成果等の情報提供により、保育・教育の充実を図ります。

- ホームページや幼児教育情報誌による双方向性をもった情報の収集、発信に努めます。
- 幼児教育に関わる今日的な課題及び幼・保・小連携に関わる課題に関する調査研究を進め、その成果の提供・普及啓発に努めます。

【主な施策・事業】

研修の充実

新規採用幼稚園教諭研修や幼稚園教職10年経験者研修など、教職員の職位や経験年数に応じた研修を実施するとともに、特別支援教育に関する研修や保育技術の向上を目指す研修など今日的な課題に対する研修をとおして、多様なニーズに対応するための資質・能力の向上を図ります。

(栃木県幼稚園連合会・文書学事課・幼児教育センター)

指導者養成のための人材の育成

独立行政法人教員研修センターが実施する中央研修講座へ教職員を派遣するなど、人材の育成を行います。また、幼稚園の教諭が小学校の免許を取得できる講座を教育職員免許法認定講習で開催していきます。

(教職員課)

保育・教育アドバイザーの派遣

関係団体が行う研修や園内・校内研修等に対して幼児教育センターの専門員等による保育・教育アドバイザーを派遣し、研修の充実を支援します。

(幼児教育センター)

情報の提供

幼児理解のための教材ビデオや食に関する参考文献等を整備し貸出しを行うほか、ホームページや幼児教育情報誌「おうち」をとおして幼児教育や子育て等に関する研究成果など各種情報の提供を行います。

(幼児教育センター)

調査研究

幼児教育や幼・保・小連携等に関する課題について、関係団体との連携を図りながら調査研究を行い、それらの成果を普及し、保育・教育の質の向上を図ります。

(幼児教育センター)

(2) 保育・教育環境の充実

幼児教育の振興には、幼児一人一人に対応したきめ細かい保育を行うための条件整備や教育に直接従事する教職員の資質・能力の向上のための支援等、保育・教育環境の充実が欠かせません。

【事業推進の方針】

- 私立幼稚園の経営の健全性を高めるとともに、私立幼稚園の教育条件の維持・向上と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園運営への支援を進めます。
- 豊かな教育環境の整備促進のため、特別な教育的支援の必要な幼児の受入れの促進に努めます。
- 教職員の福利厚生の充実により、優れた教職員の確保を図るとともに、各種研修の実施や研修実施団体への助成等をおして教職員の資質・能力の向上を図ります。
- 保育所における環境整備については、「とちぎ子育て支援プラン」に基づき整備を促進します。

【主な施策・事業】

幼稚園運営等への助成

学校法人立幼稚園に対して、経営の健全性を高め、私立幼稚園の教育条件の維持・向上と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校振興助成法に基づき運営費を助成します。

学校法人立以外の私立幼稚園に対して、教育内容の充実を図るため教材等経費の一部を助成します。 (文書学事課)

幼稚園特別支援教育への助成

特別な教育的支援が必要な幼児の受入れ促進のため、特別支援教育を行う私立幼稚園に対して必要な経費の一部を助成します。 (文書学事課)

教職員の福利厚生の充実

財団法人栃木県私立幼稚園教職員退職金財団が行う私立幼稚園教職員に対する退職金給付事業について助成します。

私立学校教職員が加入する日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に要する経費の一部を助成します。 (文書学事課)

幼稚園教職員の研修事業への助成

社団法人栃木県幼稚園連合会が実施する幼稚園教職員の研修事業に対し、
経費の一部を助成します。 (文書学事課)

新規採用幼稚園教諭研修の実施 (再掲)

(栃木県幼稚園連合会・文書学事課・幼児教育センター)

1歳児保育担当保育士増員に対する助成

1歳児入所児童の処遇を向上させるため、1歳児が6人以上入所している私立保育所に対して、1歳児3人に保育士1人を配置するための人件費を助成します。 (こども政策課)

保育所職員の研修事業に対する助成

栃木県保育協議会、栃木県民間保育園連盟、栃木県日本保育協会が実施する保育所職員の研修事業に対し、経費の一部を助成します。

(こども政策課)



2 幼・保・小連携の充実

栃木県内全体では、平成22年1月現在、約90%の市町村に幼・保・小の連携組織があり、活動が行われています。

今後は、連携の取組が相互理解の場となり、それぞれの保育・教育の質の高まりにつながっていくように充実していくことが課題となってきます。

【事業推進の方針】

- 幼稚園・保育所・小学校の教職員が合同で行う研修をとおして、教職員の相互理解を深めるとともに、幼・保・小連携を県内全域で推進します。
- 連絡体制の整備や合同の保育・授業参観の機会を設けるなど、市町村や各地域における連携の充実を支援します。

【主な施策・事業】

栃木県幼稚園・保育所・小学校連携推進会議

幼稚園・保育所・小学校及び家庭教育関係団体の代表者、県幼児教育関係各課、市町村幼児教育関係課の代表者による「幼稚園・保育所・小学校連携推進会議」を開催し、連携推進等の課題とその解決について協議を行い、その結果を事業の実施に反映させます。

(幼児教育センター)

連携推進充実事業

幼稚園・保育所・小学校の教職員が合同で保育・授業を参観し、協議し合うことで子どもの発達や学びを踏まえた保育・授業の充実を図ります。

(幼児教育センター)

幼・保・小連携研修

今後の連携の在り方や取組についての理解・啓発を行い、幼稚園・保育所・小学校が組織的に連携を進めていく体制づくりを支援します。

(幼児教育センター)

合同研修（幼・保・小）

幼・保・小の教職員が、具体的なテーマに基づき協議をすることで、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

(幼児教育センター)

幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修

幼・保・小の教職員が、相互の職場で実際の保育や教育を体験し、子どもの発達に即した指導や、幼・保から小学校への円滑な教育の接続に生かします。

(幼児教育センター)

参考

豊かな遊びと確かな学び

児童期の学び

豊かな遊びは確かな学びの源です

連携の軸は、子どもの発達や学びの連続性の確保です。

幼児期の遊び



3 子育て支援の推進

近年の幼児を取り巻く社会環境の変化に伴い、基本的な生活習慣の欠如や他人と関わる力の不足など子どもの育ちの変化が指摘されています。また、地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、子育てに不安を抱く保護者も増えています。このような状況の中、幼稚園・保育所等においては、家庭や地域と連携を深め、地域の実態や保護者等の要請を踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすことが求められています。

【事業推進の方針】

- 子育て支援に関する研修をとおして、幼稚園・保育所等における子育て支援活動が、「親と子の育ちの場」となるよう支援します。
- 幼児教育・家庭教育に関する情報の提供により家庭教育の支援の充実を図ります。
- 幼稚園に通う子どもだけでなく、地域の子どもやその保護者に対しても広く幼児期の教育にふさわしい情報を提供するなど、地域に開かれた子育て支援活動を推進します。
- 未就園児を対象とした親子教室の開催、子育てに関する情報の提供等、幼稚園における子育て支援活動を推進します。
- 保護者の要請等に応じて、教育課程に係る教育時間外に行われる「預かり保育」を推進します。
- 保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励事業や幼稚園第二子等保育料減免事業を推進します。
- 保育所における子育て支援については「とちぎ子育て支援プラン」に基づき地域の実情等に応じた様々な取組を促進します。

【主な施策・事業】

子育て支援に関する研修の充実

幼稚園・保育所等パワーアップセミナーやトップセミナー等の研修をとおして、園長等が地域と連携・協力して家庭教育や子育ての支援ができるよう体制を整備します。また、幼稚園・保育所が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たせるよう、指導力の向上を図ります。

(幼児教育センター)

ホームページによる情報提供

幼児教育や家庭教育に関する情報、子どもをめぐる今日的な課題に対する情報をホームページにより提供します。 (幼児教育センター)

幼児教育情報誌「おうち」による情報の提供

幼児教育や家庭教育に関わるテーマについて、保護者によるアンケート結果を生かした双方向性のある情報誌を発行し、幼稚園・保育所等をとおして、3歳以上の子どもをもつ家庭に配布します。また、幼稚園・保育所等の保護者会や研修会等での本誌の活用を促進し、保護者の子育てを支援します。 (幼児教育センター)

保育・教育アドバイザーの派遣

幼稚園や保育所、小学校等の行う幼児教育や家庭教育に関する学習会等に対して幼児教育センターの専門員等による保育・教育アドバイザーを派遣し、学習会の充実を支援します。 (幼児教育センター)

幼稚園が行う地域の子育て推進事業への支援

私立幼稚園が行う、子どもの遊び場の確保、未就園児を対象とした親子教室の開催、幼児教育に関する各種講座の開催、子育てに関する情報の提供等について助成します。 (文書学事課)

「預かり保育」の推進

「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を助成します。 (文書学事課)

幼稚園における保護者負担の軽減

保護者の負担軽減を図るため、市町村の実施する幼稚園就園奨励費補助金と併せ、私立幼稚園に同時に在園する第2子以降の保育料の軽減を図る市町村の事業に対し助成します。 (文書学事課・学校教育課)

保育所における保護者負担の軽減

保護者の負担軽減を図るため、市町村が、保育所入所児童のうち第3子以降の3歳未満児にかかる保育料を免除した場合に、その事業に要する経費を助成します。 (こども政策課)

4 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携・協力による教育活動の推進体制は整いつつありますが、近年の少子化、核家族化、情報化などにより、家庭の教育力の低下が懸念されています。また、地域における地縁的なつながりの希薄化が進む中、地域の教育力も低下してきていると言われています。

このような中、家庭教育を一層充実するとともに、地域で子どもをはぐくむ環境を整備し、家庭や地域の教育力を向上させることが重要です。

【事業推進の方針】

- すべての保護者に対する家庭教育支援に向けて、家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実を進めています。
- 子育てや家庭教育に悩む保護者が、いつでも気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。
- 家庭教育オピニオンリーダー等の家庭教育支援者の組織を核に相談体制整備や情報提供、保護者同士のネットワークづくりなど、身近な地域で保護者を支える環境を整えていきます。
- 地域の人々がふれあう交流活動や体験活動、学習活動等のふれあい学習をとおして、子どもたちの「生きる力」をはぐくみながら、家庭や地域の教育力の活性化を図ります。
- 家族のふれあいや絆を深めるために、「ふれあい育む『家庭の日』」（毎月第3日曜日）の定着に向けた普及・啓発に努めます。
- 子育てのための大人の基本理念や行動指針を示した「とちぎの子ども育成憲章」を県民に広く周知するとともに、憲章の理念に沿った実践を促します。

【主な施策・事業】

家庭教育に関する学習機会の提供

子育て中の保護者を対象とした、子育てに必要な知識やスキルを主体的に学ぶ「親学習プログラム」の普及・定着の取組を、市町村や企業、家庭教育支援団体等と連携し支援します。また、市町村の保健福祉部局で実施している全保護者を対象にした検診や訪問事業等の機会を利用するなど、学習機会の拡充を図り、身近な家庭教育支援をより進めています。

（生涯学習課）

情報提供・相談体制の充実

家庭教育の重要性について、家庭教育資料を作成するなど啓発活動の充実を図るとともに、「とちぎレインボーネット」内の家庭教育支援サイトを充実します。また、子育てなど家庭教育に関する電話相談「家庭教育ホットライン」、いじめや不登校など子どもの悩みに関する電話相談「いじめ相談さわやかテレホン」に加え、電子メールによる「メール相談」を行う等、保護者や子どもがいつでも気軽に相談できる体制の充実を図ります。

(生涯学習課)

家庭教育支援者の養成

子育てに関する不安を抱く保護者への助言等、きめ細かな支援ができるよう家庭教育支援者の養成及び研修会を実施します。また、全市町村にある家庭教育オピニオンリーダー等の家庭教育支援者の組織を核に、相談体制整備や情報提供、子育て支援のネットワークの充実を図るなど、身近な地域で保護者を支える環境を整えていきます。

(生涯学習課)

ふれあい学習の推進

学校、家庭、地域が連携・協力し、子どもの「生きる力」をはぐくみながら、家庭と地域の教育力の再生・充実を目指し、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動を推進します。

(生涯学習課)

幼児の自発的な遊びや運動を促す環境の充実

総合型地域スポーツクラブの育成支援など地域のスポーツ振興に係る活動の推進を通じて、地域コミュニティの活性化を促すとともに、幼児が伸び伸びと体を動かしながら、自ら進んで遊びや運動ができる環境の充実に努めます。

(スポーツ振興課)

「家庭の日」の普及・啓発

「家庭の日」において主な県有施設の小人料金を無料化するほか、市町村有施設の優待制度及び「家庭の日」協力企業による優待サービス等を実施します。また、親子で参加できる各種取組や行事等の情報提供を行うなど、「家庭の日」の定着に向けた普及・啓発に努めることにより、家族のふれあいや絆を深め、家庭の教育力の向上を図ります。

(青少年男女共同参画課)

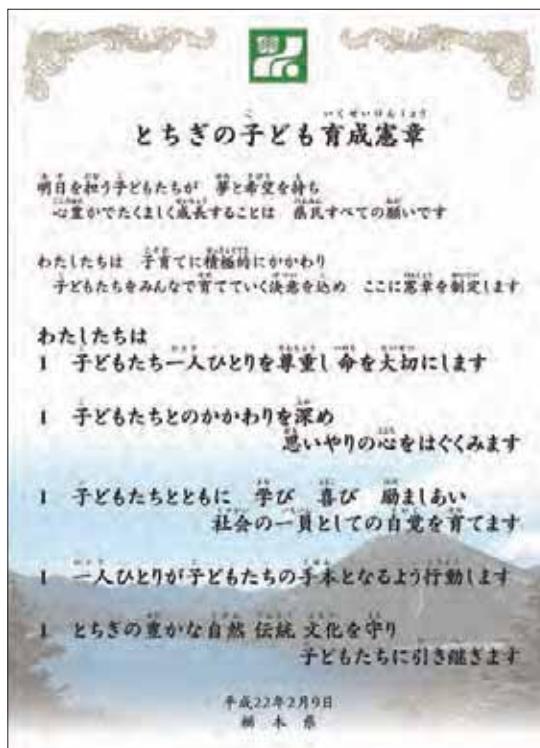
「とちぎの子ども育成憲章」の普及・啓発

子どもたちを心身ともに健全に育成する上での基本理念や、子育て中の保護者や地域の大いなる大人ひとりが実行するための行動指針として策定した「とちぎの子ども育成憲章」の普及・啓発に努め、家庭、学校、職場、地域等様々な場において憲章の理念が実践されるよう努めます。

(青少年男女共同参画課)

参考

とちぎの子ども育成憲章



第3 事業の推進に当たって

1 県の役割

幼児教育の充実のための施策・事業の推進に当たっては、幼児教育センターが中心となり、県の関係各課や学校、市町村、幼・保・小及び関係団体との連携を図りながら進めています。

(1) 幼児教育センターの機能の充実

幼児教育センターは幼児教育関係の行政機関及び団体との連携を図りながら、その中心となって事業を展開していきます。

そのために、幼稚園・保育所・小学校連携推進会議において、その成果と課題を明確にし、効果的な施策・事業の展開に反映させ、機能の充実を図るよう努めます。

(2) 幼・保・小関係団体との連携

栃木県幼稚園連合会、栃木県保育協議会、栃木県民間保育園連盟、栃木県日本保育協会、栃木県小学校長会、栃木県小学校教育研究会等との密接な連携の下、本書が適切に実施できるよう努めます。

(3) 市町村との連携

生涯学習部局との連携推進や幼・保・小連携のさらなる充実など、市町村における幼児教育の振興において、市町村教育委員会が積極的な役割を果たせるよう、支援を行います。

さらに、市町村に、幼児教育振興のための計画の策定について理解を図り、地域における幼児教育の充実を視野に入れた計画の策定、展開について協力を要請していきます。



2 市町村の役割

本県の幼児教育については、各幼稚園・保育所等が中心となってその役割を担ってきましたが、今後は、幼・保・小、行政機関、関係者等が相互の信頼関係を築きながら、地域全体で子どもを育てていくことが重要です。

生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期の教育がより身近で充実したものになるために、すべての市町村には、以下のことを積極的に推進していくことが求められています。（P.18「参考：市町村の連携体制づくりに向けて」参照）

（1）計画的な幼児教育の振興

市町村教育委員会が中心となって、関係部局、関係機関等との密接な連携・協力を図りながら、地域の特色を生かした幼児教育の推進に関する計画の策定を視野に入れ、計画的に地域の幼児教育の推進を図ることが望されます。

（2）幼・保・小連携のさらなる推進

小学校に入学する児童のほとんどが幼稚園・保育所等の幼児教育施設で過ごした経験があること、また、幼・保・小はそれぞれ地域に密着した施設であることから、市町村教育委員会は、地域における連携推進の拠点としての機能・役割を果たすことが重要です。

ア 幼児教育の窓口の明確化

市町村内の幼・保・小連携を推進するためには、それぞれの所管部局と連携・調整を図った上で、幼児教育の窓口を明確にすることが望されます。

さらに、幼児教育担当者等を推進役として、地域の各幼稚園・保育所からの教育上の指導や小学校との連絡調整などの要請に応じ、その調整・指導の役割を担うことが望されます。

イ 保育・教育の質の向上

市町村教育委員会が保育・教育内容について関与しながら、市町村全体あるいは各地域の連携組織を活用し、互いの保育や授業を見合う、合同の研修会を開催するなど、教職員の学び合いや、それぞれの保育・教育の充実が図られるような事業を展開することが重要です。

ウ 教育環境の整備

地域の家庭教育オピニオンリーダーや学校支援ボランティアなどの人的環境、身近な自然や施設などの物的・社会的環境を整備・活用し、子どもが交流する機会や地域と連携する機会の充実に向けて、幼・保・小及び地域とのネットワークを構築することが望されます。

参考

市町村の連携体制づくりに向けて ～7つの秘策～

継続することが大切です。
できることから始めましょう。



幼・保・小連携体制の整備

- 秘策1 幼児教育担当者及び連携担当者を明確にする。
- 秘策2 教育委員会と保育所主管課との協力体制を確立する。
- 秘策3 地域の特色を生かした連携組織を設置する。
- 秘策4 緊急連絡網など、連絡体制を整備する。
- 秘策5 情報交換会を計画的・継続的に行う。
- 秘策6 幼・保・小の教職員の合同の研修会を開催する。
- 秘策7 幼・保・小の保護者の合同の研修会を開催する。



3 幼・保・小それぞれの役割

現在、幼稚園・保育所・小学校はそれぞれ異なる基準によって運営され、特色をもった保育や教育が行われています。幼児・児童の健全な成長のためには、幼児期の教育と小学校教育は連続した教育であるとの認識に立ち、幼稚園・保育所・小学校がこれまで以上に相互に連携・協力し合うことが重要です。

(1) 幼稚園・保育所の役割

ア 創意ある教育課程・保育課程の編成及び指導計画の作成

意図的・計画的な環境による、遊びを中心とした指導の充実を図るために、保育や教育の基準となる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の趣旨、内容の理解をさらに深めることが大切です。そしてそれらを踏まえた上で創意ある教育課程あるいは保育課程を編成し、指導計画に基づき実施することが必要です。

イ 今日的な課題に対応した園づくり

幼稚園・保育所等においてはその専門性を生かし、幼児が人間関係を深め、協同して遊ぶような活動を指導計画に位置付けたり、未就園児とその親が参加できる場を設定したりするなどの、今日的な課題への積極的な取組が求められます。

また、教職員一人一人が、幼児の生活の連続性や発達や学びの連続性を保ちながら教育を開拓するとともに、特別支援教育などの専門性を高めることが求められています。

ウ 園内・園外研修の充実

一人一人の教職員の資質・能力の向上を図るため、各幼稚園・保育所等の教育課題を的確に把握し、計画的な園内研修の実施により課題解決を図ることが大切です。

また、関係機関・団体等の主催する研修に積極的に教職員を派遣していくことが望まれます。

エ 学校評価等の導入・充実

保育・教育水準の向上と目標の実現のため、教育活動その他の学校運営の状況について教職員により自己点検・自己評価を実施し、その結果を公表するとともに、指導の改善に生かすことが必要です。さらに、保護者など学校関係者による評価や第三者評価の導入をしていくことが必要です。また、保育やその他の運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供していくことが求められています。

オ 幼稚園と保育所の連携

幼稚園と保育所は共に幼児期の子どもが過ごす施設であることから、連携を密にし教職員同士の交流や合同研修、情報交換など様々な取組を行っていくことが望されます。

(2) 小学校の役割

ア 創意ある教育課程の編成

幼児期から児童期への教育を一貫性をもったものとするためには、学習指導要領の連携等に関する内容を踏まえ、創意ある教育課程を編成することが必要です。

イ 幼・保・小連携に関する組織の校務分掌への位置付け

幼・保・小連携の組織をつくり、校務分掌に位置付けることが大切です。担当者を中心に、教育課程や生活科を始めとする各教科の年間指導計画等に子ども同士の交流を位置付けるなど、計画的、継続的な取組が求められています。

ウ スタートカリキュラムの編成

入学に際しては、一人一人の幼児が幼稚園・保育所等で経験してきたこと等について、教職員間で情報交換したり、スタートカリキュラムを編成したりするなど、幼児期の発達や学びが途切れることなく、小学校教育で十分に生かされるよう配慮していくことが重要です。

エ 幼児教育の成果を生かした指導の工夫

幼稚園・保育所等と小学校が地域の特性を生かし、教職員同士の相互理解を図りながら、指導計画の改善を図ったり、子ども同士の交流の機会を設けたりするなど、指導の工夫に努めることが重要です。交流活動の際は、幼稚園・保育所等と一緒に計画を立てたり、ねらいを確認し合ったり、共に話し合える場を積極的に設けていくことが望れます。

交流活動のポイント

- 幼児・児童の双方のねらいを明確にする。
- 幼稚園・保育所と小学校が一緒に活動の計画を立てる。
- 互いに学びのある活動を展開する。
- 交流の後、活動について一緒に振り返る。
- 指導計画に位置付け、継続性のあるものとする。



4 幼・保・小関係団体の役割

各団体においては、教職員の資質・能力を高め、教育の充実を図る研修を積極的に実施していくことが重要です。

また、幼児教育センター等で実施する幼・保・小教職員の合同の研修や相互に職場を体験する研修などの各種研修、市町村や各地域で行う各種研修会・事業に積極的に参加・協力していくことが望まれます。



43 芳賀町 下高根沢



94 那須町 大島



36 茂木町 深沢



18 日光市 大室
とちぎのふるさと田園風景百選より

参 考 資 料

栃木県幼児教育センター

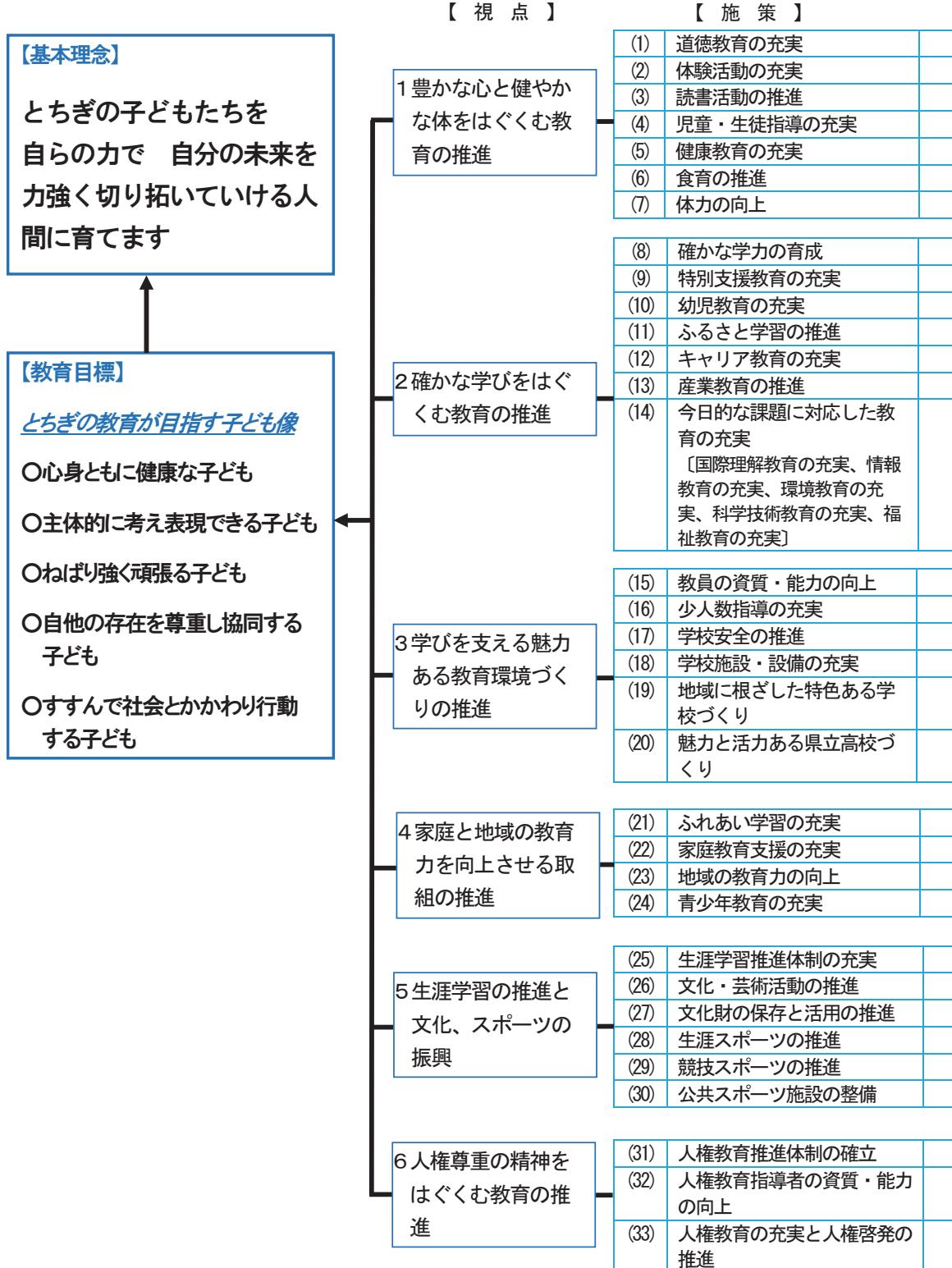
検索



栃木県幼児教育センターH P の調査研究のページを
ご覧ください。

とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）（抜粋）

施策体系



視点2 確かな学びをはぐくむ教育の推進

施策（10） 幼児教育の充実

現状と課題

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。しかし、核家族化、少子化、価値観や生活様式の多様化など家庭環境等の変化に伴い、幼児の基本的な生活習慣の欠如や、遊びをとおして学ぶといった経験等が不足していることから他者とかかわる力の不足、社会性の育ちの遅れなどが見られます。

また、地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、子どもに関する理解不足から育児不安や悩みを抱え、孤立感を募らせる親が増えています。

このようなことから、幼児教育の充実のために幼稚園・保育所の教職員の資質・能力の向上はもとより、家庭との連携を一層強めることや、子育て支援の取組を充実させることが課題となっています。

施策の展開

幼児期にふさわしい経験や学びを支えるために、県幼児教育センターを中心として、幼稚園・保育所・小学校の連携推進、家庭や地域の教育力の向上を図っていく必要があります。

- 幼稚園・保育所と小学校の職場を相互に体験する研修などをとおして教職員の資質・能力の向上を図るとともに、専門員等の派遣により園内研修を支援します。
- 幼稚園・保育所等が地域における幼児教育の中核的施設としての役割を果たせるよう、幼稚園・保育所等パワーアップセミナーを実施するなど、子育て支援に関する研修の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所をとおして3歳児以上の幼児をもつ家庭に幼児教育情報誌「おうち」を配布し、幼児教育に関する情報や誌上で読者の意見が交換できる場を提供します。

とちぎの子ども育成憲章



とちぎの子ども育成憲章

あす にな こ ゆめ きぼう も
明日を担う子どもたちが 夢と希望を持ち
ここ ゆた せい ちょう けん みん ねが
心豊かでたくましく成長することは 県民すべての願いです

わたしたちは 子育てに積極的にかかわり
こ そだ せき きょく てき
子どもたちをみんなで育てていく決意を込め ここに憲章を制定します
そだ けつい こ けん しょう せいてい

わたしたちは

1 子どもたち一人ひとりを尊重し 命を大切にします
こ ひとり そん ちょう いのち たい せつ

1 子どもたちとのかかわりを深め 思いやりの心をはぐくみます
こ ふか おも ここ

1 子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい
こ まな よろこ はげ
しゃかい いちいん じかく そだ
社会の一員としての自覚を育てます

1 一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します
ひとり こ てほん こう どう

1 とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り
ゆた しじん でんとう ぶんか まも
こ ひ つ
子どもたちに引き継ぎます

平成22年2月9日

栃木県

とちぎの子ども育成憲章の説明

憲章は、県民が心を一つにしてとちぎの子どもたちを育成していくために、大人が具体的に取り組む姿勢をわかりやすく示し、実行していただくためのものです。

前文には、子どもたちが将来の夢や希望を持ち、その実現に向け、心身ともにたくましく成長し豊かな人生を歩んでいけるようにとの願いを込めています。

そのため、県民みんなで子どもたちを育てていくという決意を表しました。

(前文) 明日を担う子どもたちが 夢と希望を持ち

心豊かでたくましく成長することは 県民すべての願いです

わたしたちは 子育てに積極的にかかわり

子どもたちをみんなで育てていく決意を込め ここに憲章を制定します

わたしたちは

1 子どもたち一人ひとりを尊重し 命を大切にします

「子どもは社会の宝」であり、大人は、子どもたち一人ひとりを尊重し、心身ともに健全に成長していくことを願い、最善の努力をしていくとするものです。

子どもたちに「自分は大切な存在である」「自分の命も他の人の命も大切である」ということに気付いてほしい、というメッセージを込めています。

1 子どもたちとのかかわりを深め 思いやの心をはぐくみます

子どもたちが、喜びや悲しみ、痛みをともに分かち合い、互いに支え合い思いやのある心を持って成長していくように、大人が進んでかかわることの大切さを伝えようとするものです。

だれもが支えられて生きているのであり、一人では生きられないことに気付いてほしい、というメッセージを込めています。

1 子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい 社会の一員としての自覚を育てます

大人は、子どもたちとともに学び、喜びを分かち合い、励まし合いながら、子どもたちが切磋琢磨し、困難を乗り越えていく力を養っていくことの大切さを伝えようとするものです。

子どもたちに、社会の一員として自覚した人に成長してほしい、というメッセージを込めていきます。

1 一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します

子どもたちは、絶えず大人の姿を見ながら成長していることから、家庭、学校、職場、地域などにおいて、大人が子どもたちの手本となる責任ある行動や態度を示すことの大切さを伝えようとするものです。

子どもたちに、成長過程において大人になることへの自覚を促していく、というメッセージを込めています。

1 とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り 子どもたちに引き継ぎます

先人が幾多の苦労を重ね、守り育ててきた郷土の自然、伝統、文化などから、私たちは生きる知恵を学び、人間性を豊かにして生活しています。

とちぎの未来を担う子どもたちに、豊かな自然、受け継がれてきた故郷の伝統や文化を継承していく、というメッセージを込めています。

リーフレット

【幼児教育の成果を
小学校教育へ】
幼・保・小連携の充実のため
の取組を紹介しています。



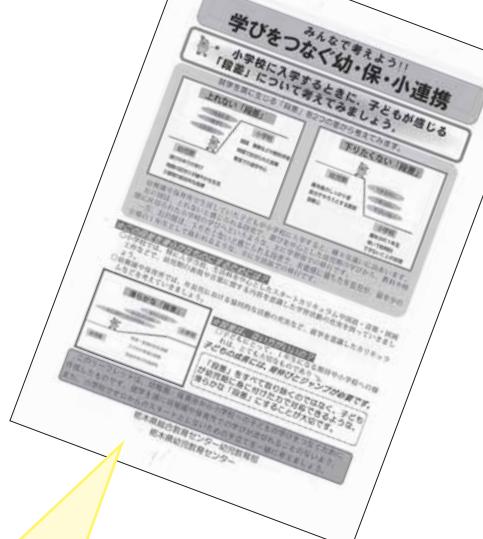
【とちぎの幼・保・小連携Q&A】

幼・保・小連携に関する疑問について
お答えしています。



【学びをつなぐ幼・保・小連携】

要録の作成と活用、実りある交流活動
のポイントを紹介しています。



【家庭教育のすすめ】

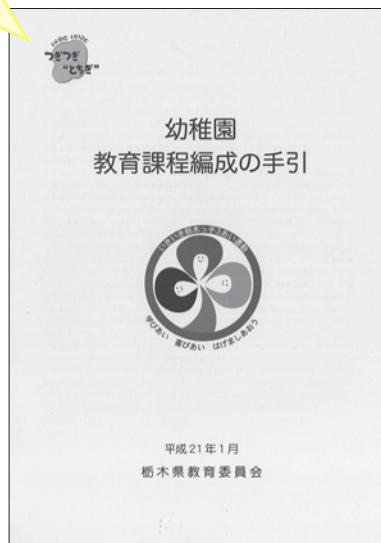
子育てにおける保護者のかかわりの
ポイントを易しく解説しています。



冊子

【幼稚園教育課程編成の手引】

幼稚園教育課程の編成の手順やポイントについて紹介しています。



【幼兒教育Q&A】

教育要領や保育指針の基本事項について解説しています。



【学びを視点とした幼児期から学童期にかけての指導計画の在り方】

年長児から1年生までの2年間の指導計画を活用した保育・授業実践について紹介しています。

【「家庭教育のすすめ」 活用の手引】

家庭教育に関するリーフレットの効果的な活用の仕方を紹介しています。

「とちぎの幼児教育」の執筆協力者

(50音順、職名は平成23年3月現在)

青山 佐知子	栃木県教育委員会事務局学校教育課指導主事
入野 祐子	栃木県県民生活部青少年男女参画課課長補佐
加藤 孝	栃木県教育委員会事務局教職員課管理主事
小林 一夫	栃木県保健福祉部こども政策課課長補佐
佐山 英雄	栃木県教育委員会事務局生涯学習課社会教育主事
松本 美智代	栃木県教育委員会事務局特別支援教育室指導主事
宮澤 文洋	栃木県教育委員会事務局総務課指導主事
村上 順一	栃木県経営管理部文書学事課副主幹
渡邊 伸夫	栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課指導主事

なお、総合教育センターにおいては、次の者が本書の編集に当たった。

増田 真千子	総合教育センター幼児教育部長（幼児教育センター長）
松本 良雄	総合教育センター幼児教育部長補佐
永井 弘美	総合教育センター幼児教育部副主幹
鈴木 智恵	総合教育センター幼児教育部指導主事
高木 恵美	総合教育センター幼児教育部指導主事
青木 正子	総合教育センター幼児教育部顧問
鈴木 喜佐子	総合教育センター幼児教育部幼児教育専門員
瀧田 守	総合教育センター幼児教育部幼児教育専門員

とちぎの幼児教育 —とちぎの幼児の健やかな成長のために—

平成23年3月発行
栃木県総合教育センター 幼児教育部
(栃木県幼児教育センター)
〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1070
TEL 028-665-7215 FAX028-665-7216
URL <http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/youji>

